第 41 回国民文化祭基本構想検討委員会設置要綱

(目 的)

第1条 第41回国民文化祭(以下「大会」という。)の基本構想を検討するため、第 41回国民文化祭基本構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について検討する。
 - (1) 大会の基本構想に関すること。
 - (2) その他大会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成員)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員で組織する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、第1回の 委員会の招集は、知事が行う。
- 2 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あら かじめ委員長の了解を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、協議事項に関して必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を 求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、高知県文化生活スポーツ部文化国際課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が 別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年12月19日から施行する。
- 2 この要綱は、第 41 回国民文化祭高知県実行委員会(仮称)における基本構想の承認をもって、その効力を失う。